

(案)

令和8年度保健事業計画

令和8年2月6日

目 次

| | |
|---------------|----|
| 1 母子保健事業 | 1 |
| (1) 母子保健事業体系図 | 2 |
| (2) 事業一覧 | 3 |
| 2 予防接種事業 | 6 |
| (1) 事業一覧 | 7 |
| 3 健康増進事業 | 9 |
| (1) 事業一覧 | 10 |
| 4 自殺対策事業 | 14 |
| (1) 事業一覧 | 15 |

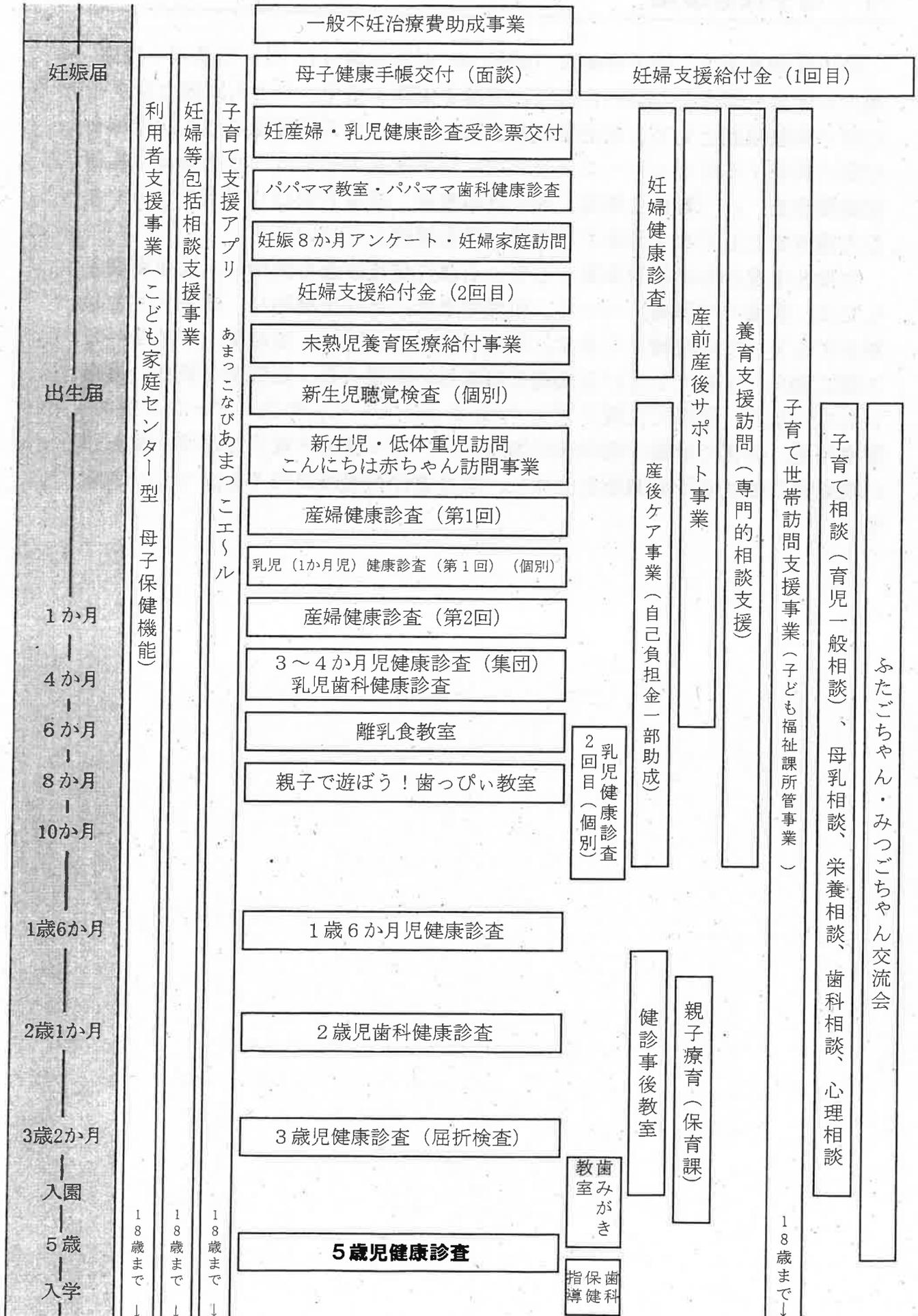
1 母子保健事業

母子保健事業は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく妊娠
期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する中、こども家庭センター
の母子保健機能として、伴走型相談支援を行い、全ての妊産婦・乳幼児等を
対象に実施するポピュレーションアプローチを基本とした「妊産婦及び乳幼
児健康診査」、「離乳食教室」等の各種教室、産後も安心して子育てができ
る支援体制としての「産後ケア事業」等を継続して行います。

令和 8 年度からの新規事業として、5 歳児健康診査を開始し、拡充事業と
しては、産後ケア事業について、利用対象者の条件を緩和し、産後ケアを必
要とするすべての産婦とします。実施方法については、宿泊型、デイサービ
ス型に加え、子育てしている家庭を助産師が訪問する、訪問型を新たに実施
します。また、子育て支援アプリ「あまっこエール」では、プッシュ型の
情報発信、子育て情報の提供等に加え、パパママ教室や親子で遊ぼう歯っぴ
い教室等の教室の予約機能を追加し、利用者の利便性の向上を図っていきま
す。

(1) 母子保健事業体系図

※太字は新規・拡充事業



(2) 事業一覧

※太字は新規・拡充事業

| NO | 事業名 | 実施時期・回数 | 事業内容 | 予定数(人) |
|----|-------------------------------|-------------------------|---|------------------------------|
| 1 | 母子健康手帳交付 | 随時 (美和・七宝保健センターは要予約) | 手帳の使い方、妊産婦・乳児健診の受診票の利用方法、保健事業の案内、妊娠届出時アンケートの実施、相談 | 560 |
| 2 | 子育て支援アプリ あまっこなび あまっこエール | 随時 | 子育て支援アプリによる、乳幼児健診の記録、予防接種のスケジュールの自動調整に加え、子ども福祉課及び保育課を含めたプッシュ型の通知及び子育て情報を掲載することで、個々に応じた丁寧な子育て支援及び保護者の利便性向上を図る。 母子健康手帳交付時にQRコードにより取得勸奨、その他広報・市公式ウェブサイト等で周知 | 会員数 2,130 登録数 2,497 |
| 3 | 利用者支援事業 (こども家庭センター型) | 随時 | 妊娠期及び子育て期における母子保健や育児に関する相談及び情報提供 | 560 |
| | | 随時 | 妊産婦を対象とした支援プラン作成 | 140 |
| | | 随時 | 妊産婦を対象としたサポートプラン作成 | 85 |
| | | 12回 | 要支援検討会(合同ケース会議) | 12回 |
| | | 3回 | 子育て支援連絡会議(地域資源の開拓) | |
| 4 | 妊婦等包括相談 支援事業 | 1回 | 妊娠届出(母子健康手帳交付)時の面談 | 560 |
| | | 1回 | 妊娠8か月頃までの面談(希望者) | 20 |
| | | 1回 | 生後4か月までの面談 | 560 |
| | 妊婦のための 支援給付事業 | 2回 | 妊婦であることの認定後及び妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に各5万円を支給 | 1,233 |
| 5 | パパママ教室 | 8回 | 分娩について・沐浴・お父さんの妊婦体験・子育て支援センター見学・交流会 | 180 |
| | パ パ マ マ 歯 科 健 診 | 8回 | 歯科医師の診察・相談・講話 | 50 |
| 6 | 子育て世帯訪問 支援事業 | 随時 | 産前・産後に体調不良等のため、家事又は育児を行うことが困難な世帯に支援者が訪問(18歳未満の未成年者を養育する家庭)し、家事・育児援助を行う ※子ども福祉課所管 | 12 |
| 7 | 産前・産後 サポート事業 | 随時 | 助産師による訪問(母乳相談等) | 12 |

| NO | 事業名 | 実施時期・回数 | 事業内容 | 予定数(人) | |
|----|-------------------|---------|---|--|-------|
| 8 | 産後ケア事業 | 随時 | 保健指導を必要とする産後1年未満の母親とその乳児が一定期間、医療機関に入院や自宅で、母体の管理及び生活指導、乳房管理、沐浴や授乳等の育児相談を実施 利用期間の上限：7日 自己負担金：(宿泊型)4,500円、(デイサービス)1,000円、 (訪問型)500円 | 48 (181日) | |
| 9 | ふたごちゃんみつごちゃん交流会 | 3回 | 多胎児の母親及び妊婦を対象とした親子遊びや交流会 | 20 | |
| 10 | 妊産婦乳児健康診査 | 妊婦 | 1人15回 | 医療機関において実施する妊婦健康診査(14回・多胎妊婦には5回追加)、子宮がん検診(1回)、産婦健康診査(2回)(2週間頃及び4週間頃)、乳児健康診査、新生児聴覚検査(生後4週間)の費用を助成 | 7,244 |
| | | 多胎 | 1人5回 | | 50 |
| | | 産婦 | 1人2回 | | 1,068 |
| | | 乳児 | 第1回1か月児 | | 532 |
| | | 新生児聴覚 | 第2回 | | 376 |
| | | 1人1回 | 526 | | |
| 11 | 3～4か月児健康診査 | 12回 | 生後3～4か月児を対象に予診、身体計測、医師の診察、母乳相談 | 560 | |
| 12 | 3～4か月児歯科健康診査 | 12回 | 生後3～4か月児を対象に歯科医師の診察、歯科相談 | 560 | |
| 13 | 1歳6か月児健康診査 | 12回 | 予診、身体計測、医師・歯科医師の診察、個別指導、心理相談、栄養相談 | 552 | |
| 14 | 2歳児歯科健康診査 | 12回 | 歯科医師の診察、歯みがき指導、フッ素塗布、むし歯予防の話、個別指導、保健師による保健指導 | 558 | |
| 15 | 3歳児健康診査 | 13回 | 予診、身体計測、視力・屈折検査、聴力検査、医師・歯科医師の診察、個別指導、心理相談、栄養相談 | 602 | |
| 16 | 5歳児健康診査 | 25回 | 身体計測、問診・運動発達検査(予診)、集団活動、診察、個別相談 | 710 | |
| 17 | 離乳食教室 | 12回 | 栄養士による離乳食の話、交流会 生後4～11か月児の保護者 | 174 | |
| 18 | 親子で遊ぼう！ 歯っぴい教室 | 12回 | 生後8か月以降の乳児を対象に歯科衛生士によるむし歯予防・歯の手入れの話、親子遊び、ボランティアによる絵本の読み聞かせ・わらべ歌、交流会 | 108 | |

| NO | 事業名 | 実施時期 ・回数 | 事業内容 | 予定数 (人) | |
|----|-------------------|-------------|--|----------------------------------|-----|
| 19 | 子育て相談 | 育児一般相談 | 24回 | 全年齢を対象に身体計測と保健師による個別相談 | 850 |
| 20 | | 栄養相談 | 24回 | 全年齢を対象に栄養士による離乳食や偏食等についての栄養指導 | 120 |
| 21 | | 母乳相談 | 24回 | 産婦を対象に助産師による母乳相談及び授乳指導 | 72 |
| 22 | | 歯科相談 | 24回 | 全年齢を対象に歯科衛生士による歯みがき指導、口腔内全般の個別相談 | 12 |
| 23 | 心理相談 | 随時 | 臨床心理士（公認心理師）による子どもの発達に関する個別相談 | 20 | |
| 24 | 健診事後教室 | 24回 | 発達に遅れのある子ども、育児不安のある保護者等に対し、臨床心理士（公認心理師）・保育士・保健師が遊びを通して児の発達支援と母の育児支援を実施 | 180 | |
| 25 | 保育園・幼稚園 歯みがき教室 | 24回 | 園児及びその保護者に対してブラッシング指導、むし歯予防の話 | 1,500 | |
| 26 | 歯科保健指導 | 16回 | 児童、生徒に対して、ブラッシング指導、むし歯・歯肉炎予防等の話 | 490 | |
| 27 | 学校保健委員会 | 随時 | 児童に対して生活習慣、ブラッシング指導、むし歯・歯肉炎予防、こころの健康づくり等の情報共有及び検討 | | |
| 28 | 家庭訪問 | 随時 | こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）、養育支援訪問、未熟児、乳幼児健康診査未受診者・要フォロー児、妊産婦への支援のための訪問 | 1,180 | |
| 29 | 一般不妊治療費 助成事業 | 随時 | 不妊治療を受けている夫婦（事実婚含む）に対し、ホルモン療法等の一般不妊治療費に要した本人負担額の1/2（50,000円上限）を助成 | 43 | |
| 30 | 未熟児養育医療 給付事業 | 随時 | 入院医療を必要とする未熟児の保護者に対し養育医療費を給付 | 23 | |

2 予防接種事業

本市の予防接種事業では、予防接種法（昭和23年法律第68号）（以下「法」という。）第2条第2項でA類疾病と掲げられた疾病及び同条第3項でB類疾病と掲げられた疾病に対して実施される定期の予防接種の他、「子どもインフルエンザ予防接種」等の任意の予防接種に対する接種費用の一部助成を実施します。

定期の予防接種では、RSウイルス感染症が新たに、法第2条第2項のA類疾病に掲げる疾病に規定され、定期の予防接種に位置づけられたため、令和8年4月から、妊娠28週から37週に至る妊婦を対象に「RSウイルス感染症予防接種」が実施されます。また高齢者に対する肺炎球菌ワクチンが令和8年度より沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を定期接種で用いるワクチンに位置づけ、現行の肺炎球菌ワクチン（PPSV23）を定期接種から外すこととなります。また2価及び4価のHPVワクチンについても、令和8年度から定期接種で用いるワクチンから除くこととなります。

「高齢者インフルエンザ予防接種」については、現在使用している標準量インフルエンザワクチンに加え、高用量インフルエンザワクチンも令和8年10月から定期接種の対象となるため、75歳以上の方については、いずれかのワクチンを接種することが可能です。

(1) 事業一覧

※太字は新規・拡充事業

| NO | 種 類 | 対象年齢・接種回数 | 予定数 (人) |
|----|----------------------------|--|------------|
| 1 | RSウイルス感染症 | 妊娠28週から37週まで・1回 | 627 |
| 2 | ロタウイルス感染症 | ロタリックス：生後6週から24週まで・2回 ロタテック：生後6週から32週まで・3回 (ワクチンによって接種時期・回数が異なる) | 1,244 |
| 3 | 小児の肺炎球菌感染症 | 生後2か月から5歳に至るまで (開始年齢によって接種回数が異なる) | 2,188 |
| 4 | B 型 肝 炎 | 1歳に至るまで・3回 (標準的な接種期間 生後2か月から9か月) | 1,621 |
| 5 | 5 種 混 合 | 生後2か月から7歳6か月まで・4回 | 2,248 |
| 6 | B C G | 1歳に至るまで・1回 (標準的な接種期間 生後5か月から8か月) | 577 |
| 7 | 麻しん及び風しん混合 (M R) | 1期(1歳)、2期(5、6歳)・各1回 | 1,162 |
| 8 | 水 痘 | 1歳から3歳に至るまで・2回 | 1,040 |
| 9 | 日 本 脳 炎 | 3歳から7歳6か月まで・3回 小学4年生(9歳以上13歳未満)追加接種・1回 特例対象者(平成19年4月1日以前生まれ。ただし、20歳未満) | 2,389 |
| 10 | 2 種 混 合 | 小学6年生(11歳以上13歳未満)・1回 | 591 |
| 11 | H P V 感 染 症 (子 宮 頸 が ん) | 小学6年生から高校1年生相当の女子・2～3回 | 633 |
| 12 | 高齢者インフルエンザ | 65歳以上及び60歳から65歳未満の身体障害者手帳内部障害1級程度の者・1回 | 11,368 |
| 13 | 高齢者新型コロナウイルス感染症 | 65歳以上及び60歳から65歳未満の身体障害者手帳内部障害1級程度の者・1回 | 2,047 |
| 14 | 高齢者の肺炎球菌感染症 | 65歳の者及び60歳から65歳未満の身体障害者手帳内部障害1級程度の者・1回 | 266 |

| NO | 種 類 | 対象年齢・接種回数 | 予定数 (人) |
|----|------------------------------|---|------------|
| 15 | 高齢者帯状疱疹 | <ul style="list-style-type: none"> ・【令和8年度経過措置対象者】 65歳：昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生 70歳：昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生 75歳：昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生 80歳：昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生 85歳：昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生 90歳：昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生 95歳：昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生 100歳：大正15年4月2日～昭和2年4月1日生 ・60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する身体障害者手帳1級程度の者・ワクチンにより1～2回 | 3,206 |
| 16 | 大人の風しん (任意) | 妊娠を予定又は希望している女性(妊婦を除く)ただし、風しんの抗体検査を受け、抗体が十分でないと確認でき、過去にあま市風しんワクチン接種事業で助成を受けたことがない者 接種費用一部助成 | 12 |
| 17 | 子どもインフルエンザ (任意) | 平成23年4月2日～平成26年4月1日生・1回 平成26年4月2日～令和7年12月31日生・2回 接種費用一部助成(市単独事業) | 6,584 |
| 18 | 特別の理由による 任意接種助成事業 (任意) | 骨髄移植手術その他の理由により、免疫を失い、接種済みの定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度、予防接種を受ける方に対し、予防接種に要する費用の一部を助成 接種日に20歳未満の方 ただし、5種(4種)混合は15歳未満、ヒブは10歳未満、小児の肺炎球菌は6歳未満、BCGは4歳未満の方 | 10 |

3 健康増進事業

健康増進事業では、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づき、各種教室、相談事業や各種がん検診事業を実施します。これらの事業は、市民の健康増進に資するものであることから、市町村健康増進計画等に位置づけられ、計画的に推進していくこととされています。

その中でもがん検診の受診者数は、新型コロナウイルス感染症禍により、受診者数が大幅に減少し、その後、令和6年度には増加傾向となり、令和7年度は概ね横ばいで推移していますが、がん検診の受診者数は、コロナ禍前の水準には戻っていない状況であります。令和7年度は、PTAへのチラシ配布など新たな啓発に積極的に取り組みましたが、今後も引き続き受診勧奨に努め、受診者数の増加を目指します。

その他では、全ての市民を対象にした健康増進のためのマイレージ事業、健康体操及びあま体操の動画配信、地域に出向く出前講座等については、実施方法を見直しながら引き続き実施していきます。

地域の健康づくり及び食育活動を推進していくためのボランティア活動への支援策としましては、“生き生き推進隊”及び“食育ボランティアグループ”に対し、健康づくりや食育活動の企画、実施について助言と支援を実施します。

また、令和7年度に実施した市民意識調査や、保育園・小中学校のアンケート結果から、健康課題を把握、次期計画を策定するための方向性を見出し、健康づくり計画策定委員会等の開催により、第3次あま市健康づくり計画の策定を進めます。

(1) 事業一覧

※太字は新規・拡充事業

| NO | 事業名 | 実施時期・回数 | 対象 | 事業内容 | 予定数(人) | |
|----|----------------|---------|-------|---|--|-------|
| 1 | 健康手帳交付 | 随時 | 40歳以上 | 希望者に随時配付 | 10 | |
| 2 | 健康相談 | 随時 | 希望者 | 電話・面接による健康に関する相談 | 300 | |
| | | 36回 | | 保健師による血圧測定・個別相談(6か所) | | |
| 3 | 栄養相談 | 随時 | 希望者 | 個別の栄養相談 | 10 | |
| 4 | 歯科相談 | 随時 | 希望者 | 個別の歯科相談 | 4 | |
| 5 | ワクワクからだ室 | 36回 | 40歳以上 | 体ほぐしや体操で、骨盤底筋群や自律神経などを整え、筋肉を丈夫にして、転倒や骨折を予防する(3か所) | 750 | |
| 6 | 胃がん検診 | 個別 | 6~10月 | 50歳以上で前年度内視鏡未受診者 | 胃内視鏡検査 | 955 |
| | | 集団 | 24回 | 40歳以上で前年度内視鏡未受診者 | 胃部レントゲン検査 | 1,350 |
| 7 | 大腸がん検診 | 個別 | 6~10月 | 40歳以上 | 便潜血検査 | 4,520 |
| | | 集団 | 24回 | | | 1,467 |
| | がん検診推進事業(クーポン) | 集団 | 6~2月 | 41歳 | 便潜血検査 | 53 |
| 8 | 肺がん検診 | 個別 | 6~10月 | 40歳以上 | 胸部レントゲン直接撮影 | 4,829 |
| | | 集団 | 24回 | | | 1,560 |
| 9 | 前立腺がん検診 | 個別 | 6~10月 | 50歳以上男性 | PSA検査(血液検査) | 1,979 |
| | | 集団 | 24回 | | | 600 |
| 10 | 子宮がん検診 | 個別 | 6~10月 | 20歳以上女性 前年度未受診者 | 視診、頸部細胞診検査または体部細胞診検査(6か月以内に不正出血、月経異常、褐色のおりものがあった方で希望者) | 1,101 |
| | | 集団 | 15回 | | 視診、頸部細胞診検査 | 789 |
| | がん検診推進事業(クーポン) | 個別 | 6~2月 | 21歳女性 | 視診、頸部細胞診検査 | 30 |
| | | 集団 | 15回 | | | 3 |
| 11 | 乳がん検診 | 個別 | 6~10月 | 30歳以上 39歳以下 女性 | 視触診、超音波検査 | 405 |
| | | 集団 | 19回 | 40歳以上 女性 前年度未受診者 | マンモグラフィ検査 | 750 |
| | がん検診推進事業(クーポン) | 個別 | 6~2月 | 41歳女性 | マンモグラフィ検査 | 68 |
| | | 集団 | 19回 | | | 22 |

| NO | 事業名 | 実施時期・回数 | 対象 | 事業内容 | 予定数(人) | |
|----|-----------------|---------|---------------|---|--|-----|
| 12 | 肝炎ウイルス検査 | 個別 | 6~10月 | 41歳以上70歳以下で過去に肝炎検査を受けたことがない方 | B型・C型肝炎ウイルス検査(血液検査) | 279 |
| | | 集団 | 24回 | | | 26 |
| | 健康増進事業(クーポン) | 集団 | 24回 | 40歳 | B型・C型肝炎ウイルス検査(血液検査) | 94 |
| 13 | 歯と口腔の健診 | 集団 | 7回 | 18歳以上 | 歯周病・口腔粘膜・むし歯等の健診 75歳以上には嚙める・むせる等の問診項目の追加と歯科医師による咀嚼能力や舌機能の評価 | 150 |
| 14 | 30・35歳健診 | 集団 | 2回 | 30・35歳 | 身体計測、血圧測定、検尿、血液検査、内科診察、歯と口腔の健診 | 100 |
| 15 | すこやか健診 | 集団 | 2回 | 40歳以上生活保護受給者 | 身体計測、血圧測定、検尿、血液検査、内科診察、心電図、歯と口腔の健診 | 8 |
| 16 | 骨粗しょう症検診 | 集団 | 3回 | 20歳以上70歳以下女性 前年度未受診者 | 骨粗しょう症の早期発見と予防 踵骨(かかと)の超音波検査 | 120 |
| 17 | いきいき体操 | 147回 | 希望者 | 健康増進・体力向上のための体操 1か所 週3回 | 1,400 | |
| 18 | 乳がん自己検診法指導 | 19回 | 乳がん検診受診者 | 乳がん検診受診者への自己検診法指導 | 760 | |
| 19 | 骨粗しょう症栄養指導 | 3回 | 骨粗しょう症検診受診者 | 骨粗しょう症検診の結果、要指導、要精検になった方への栄養指導 | 120 | |
| 20 | ウォーキングマップ | 8回 | 希望者 | ウォーキングボランティアが作成したウォーキングマップを使用して市内9コースを散策 | 150 | |
| 21 | フレイル予防教室(一体的事業) | 随時 | 希望団体 | 保険医療課・高齢福祉課・健康推進課による高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施。フレイル予防教室 | 360 | |
| 22 | 家庭訪問 | 随時 | 希望者及び関係機関から連絡 | 疾病の治療や自立に向けての相談、支援 | 20 | |

| NO | 事業名 | 実施時期 ・回数 | 事業内容 | 予定数 (人) |
|----|----------------------------|-------------|---|---------------------|
| 23 | 健康マインレー 康ジ業 | 6～12月 | 市民等の自主的な健康づくり活動を支援 市民等を対象に健康づくりにつながる取組を実践したマイレージ(20ポイント)獲得者へ「優待カード」及び抽選で「健康グッズ」等を贈呈 | 1,500 |
| 24 | 出前講座 | 随時 | 保健師・歯科衛生士・管理栄養士、理学療法士による健康づくり、感染症予防等に関する講話 | 350 |
| 25 | 運動動画 (啓発及び動画配信) | 随時 | 働く世代を中心に子どもから高齢者まで家庭で出来る運動動画の啓発及び配信 | 啓発回数 4回 配信/通年 |
| 26 | あま体操 普及啓発 (啓発及び動画配信) | 随時 | 健康増進・体力向上のために、「ずっとWeLoveあま!体操」を市民体操として啓発 | 啓発回数 20回 |
| 27 | 健康づくり 応援店 | 通年 | 野菜摂取量促進メニューの促進、健康・食育・食生活に関する情報の提供、受動喫煙防止への協力を提供していただく店舗を登録し、周知を図る | 3 |
| 28 | 園児の防煙教室 | 16回 | 市内保育園・幼稚園・認定こども園の年長児を対象に受動喫煙防止の推進のために実施 | 600 |
| 29 | 生き生き 推進隊 活動支援 | | 健康づくり計画・歯と口腔保健計画・食育計画の推進するためのサポーターを育成及び活動支援 ・健康に関する勉強会 ・研修の企画 ・計画した活動をする場の提供 ・ボランティアグループ登録支援 ・自主活動に向けた助言指導 | |
| 30 | 食育ボランティア グループ活動 支援 | | 地域の健康づくりの食育活動を推進していくための、ボランティアの活動を支援 ・活動場所の提供 ・食育活動の企画、実施についての相談、助言 ・ボランティアグループ登録支援 | |

| NO | 事業名 | 実施時期・回数 | 事業内容 | 予定数(人) |
|----|------------------|---------|--|---------------------------|
| 31 | 献血 | 2回 | 赤十字血液センターの献血車による献血 | 100 |
| 32 | 骨髄ドナー等助成事業 | 随時 | 骨髄提供者(ドナー)が骨髄提供等に要した通院・入院日数に応じて助成金を交付するとともに、ドナーが勤務する事業所にドナーが休業する日数に応じて助成金を交付 | ドナー 2人 事業所 2か所 |
| 33 | がん患者アピエランスケア支援事業 | 随時 | がん治療による脱毛や乳房の形状の変化に対するウィッグや、乳房補整具の購入費用(購入費の1/2とし、上限は20,000円)を補助 | ウィッグ 31 乳房補整具 17 |
| 34 | 前期歯の健康センター | 1回 | 保護者教室、歯科相談等(七宝保健センターで開催予定) | 50 |
| 35 | 歯科表彰 | 随時 | 100歳以上で20本以上自分の歯がある方を表彰(10020表彰) | 3 |
| | | 随時 | 90~99歳で20本以上自分の歯がある方を表彰(9020表彰) | 5 |
| | | 随時 | 80~89歳で20本以上自分の歯がある方を表彰(8020表彰) | 50 |
| 36 | 低栄養予防布資料配布 | 随時 | 出前講座、ワクワクからだ教室、いきいき体操、一体的事業(フレイル予防教室)など各種講座において低栄養予防冊子を配布・啓発 | 350 |
| 37 | 健口体操布資料配布 | 随時 | 民生委員による65歳以上世帯への健口体操の資料配布・啓発 | 11,000 |

| | | | |
|----|-------------------------------|--|--|
| 38 | 健康づくり計画・歯と口腔保健計画・食育推進計画の推進 | 平成29年度から令和8年度までの10年間の期間において、『市民自ら健康づくりに取り組み、心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまちづくり』を基本理念とし、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「健康管理」について、分野別・ライフステージ別に課題に対する具体的な取り組みを推進する。また、次期計画策定に向けた取組の評価を行う。 | |
| | 第3次健康づくり計画・歯と口腔保健計画・食育推進計画の策定 | 市民意識調査や、保育園・小中学校のアンケート結果から、健康課題を把握、次期計画を策定するための方向性を見出す。また、健康づくり計画策定委員会等を開催し、広く意見を聴取したうえで計画を策定する。 | |

4 自殺対策事業

平成28年の自殺対策基本法の改正により、自殺対策の新たな位置づけが「生きることの包括的な支援」となり、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられ平成30年度から令和9年度までの10年間の期間とした「あま市自殺対策計画」を策定し取り組んでいます。

自殺防止の対策としては、自殺に対する正しい知識と悩んでいる人に気づいて声をかけることが重要であることから、令和8年度もこれまでどおり普及啓発事業及び人材を育成するための養成講座（研修）を開催します。また、子どもに対する支援のため、学校（養護教諭）との連携を強化し、「SOSの出し方教育」の他、「こころの健康づくり」にも取り組んでいきます。

昨今、日本全体で自殺者数は減少傾向にある中、子どもの自殺者数は増加の一途をたどっています。令和6年の小中高生の自殺者数が過去最多となったことを受け、国は「子どもの自殺対策緊急強化プラン」「自殺対策基本法の一部を改正する法律」により、子どもに係る自殺対策が社会全体で取り組むことを基本として行わなければならない、と明記しました。

本市においても、子どもに係る自殺対策について、部局横断的な取組みができるよう、さらに強化を図っていきます。

(1) 事業一覧

※太字は新規・拡充事業

| NO | 事業名 | 実施時期 ・回数 | 事業内容 | 予定数 (人) |
|----|-----------------|-------------|---|------------|
| 1 | あま市自殺対策ネットワーク会議 | 1回 | 関係機関及び団体と連携し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進する | |
| 2 | あま市自殺対策推進本部 | 1回 | 計画の進捗管理及び施策の調整等を行う | |
| 3 | 自殺防止普及啓発 | 通年 | 自殺防止パンフレット配布（10月あまのわ、1月はたちの式） 自殺予防週間（9月10日～16日）と自殺対策対策強化月間（3月）に街頭啓発を実施 相談窓口リーフレットの設置 広報あま、市公式ウェブサイト、市公式LINE及びメール配信サービスによる周知啓発 母子健康手帳交付時に相談窓口先カードを配布 「こころの健康づくり」の取組について、養護教諭と連携 | 6,450 |
| 4 | ゲートキーパー養成講座（研修） | 3回 | 自殺対策に係る人材の養成のための講座 市役所新規採用職員 民生委員児童委員（あま市全地区） PTA 一般市民 | 75 |
| 5 | あま安心ダイヤル | 通年 | 24時間電話による健康相談・こころの相談 | 1,000 |
| 6 | 精神保健相談会 | 2回 | 精神科医師による個別相談 | 6 |
| 7 | こころの相談室 | 随時 | 心理士（公認心理師）による個別相談 | 10 |

